

別添2 研究に関する情報公開文書

「川崎病既往者の長期予後を明らかにする追跡研究」を実施します。本研究は自治医科大学臨床研究等倫理審査委員会の承認を得て実施しています（申請番号：臨大18-020、2018年7月13日承認）。詳細は別紙の「臨床研究等計画書」および「研究実施許可証」をご覧ください。

(1) 情報の利用目的及び利用方法

川崎病既往者についてこれまでの研究で入手している戸籍などの情報をもとに戸籍謄本（抄本）を入手し、2016年末日以降の生存を確認する。2018年末日以前の死亡者については法務書に保管されている死亡診断書の写しを入手し、死亡年月日及び死亡の原因を明らかにする。以上の作業は法務省の許可を得た上で実施する。

得られた情報をもとに川崎病既往者の死亡率を計算し、一般住民と比較する。

(2) 利用する情報の項目

法務省の許可により入手した戸籍謄本及び死亡診断書の写し

(3) 利用する者の範囲

以下の52の医療機関を1982年～1992年に受診した川崎病患者で、以下の4つの要件をすべて満たす者すべて。

- (1) 川崎病診断の手引きで確実例(容疑例を除外)
- (2) 初発例(再発例を除外)
- (3) 第14病日までに初診の患者(第15病日以降の初診患者を除外)
- (4) 日本国籍を有する者(外国籍の者を除外)

対象52 医療機関

北海道大学医学部小児科、国立函館病院小児科、日鋼記念病院小児科、旭川市立病院小児科、函館中央病院小児科、伊達赤十字病院小児科、山形大学医学部小児科、山形市立病院済生館、土浦協同病院小児科、自治医科大学小児科、東京大学医学部小児科、東京医科歯科大学小児科、都立墨東病院小児科、日赤医療センター小児科、東京慈恵会医科大学小児科、東京女子医大第二病院小児科、日本大学板橋病院小児科、聖マリアンナ医科大学小児科、静岡県立こども病院循環器科、名古屋大学医学部小児科、京都第二赤十字病院小児科、国立循環器病センター小児科、近畿大学医学部心臓小児科、耳原総合病院小児科、大阪府立桃山市民病院小児科、箕面市立病院、東大阪生協病院小児科、西淀病院小児科、大手前病院小児科、眞美会中野小児病院、神戸市立中央市民病院小児科、明和病院小児科、兵庫県立西宮病院、和歌山県立医科大学小児科、国保日高総合病院、倉敷中央病院心臓病センター小児科、社会保険広島市民病院小児科、広島赤十字・原爆病院小児科、マツダ（株）マツダ病院小児科、広島市立安佐市民病院小児科、尾道総合病院小児科、国立福山病院小児科、三菱三原病院小児科、中国労災病院小児科、松山赤十字病院小児科、済生会今治病院小児科、久留米大学医学部小児科、小倉記念病院小児科、九州厚生年金病院小児科、聖マリア病院小児科、大牟田市立病院小児科、宮崎県立宮崎病院小児科（医療機関の名称や診療科は1982年～1992年当時のもの）

(4) 情報の管理について責任を有する者

中村好一（自治医科大学地域医療学センター公衆衛生学部門教授）

(5) 本研究においては対象者からの連絡により、研究対象者から除外することが可能です。

(6) (5)の連絡方法

(4)の責任者へ電話（0285-58-7338：直通）、ファクシミリ（0285-44-7217：直通）または電子メール（nakamuyak@jichi.ac.jp）でその旨をご連絡ください。

以上